

## 藤枝市移住・就業支援金交付要綱

### （趣旨）

第1条 市長は、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県をいう。以下同じ。）から藤枝市に移住して就業、起業等した者に対し、予算の範囲内において、移住・就業支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、移住・就業支援事業及びマッチング支援事業実施要領（平成31年3月26日付けく管政第94号くらし・環境部長通知）、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）その他の法令及び関係通知のほか、この要綱の定めるところによる。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 藤枝市へ住民票を異動し、生活の本拠を藤枝市へ移すことをいう。
- (2) 中小企業等 支援金の対象として静岡県又は他の都道府県が選定した法人であって、静岡県又は他の都道府県が開設する東京圏の求職者を対象とするインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載した法人をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。
- (4) 起業支援金 移住・就業支援事業及びマッチング支援事業実施要領（平成31年3月26日付けく管政第94号くらし・環境部長通知）に基づき静岡県が補助する事業者が起業者に対して支出する補助金をいう。

### （支援対象者）

第3条 支援金の対象となる者は、第1号に定める要件を満たす者のうち、第2号、第3号、第4号又は第5号の要件を満たす就業又は起業等に該当し、かつ、世帯の申請をする場合にあっては第6号の要件を満たす者を対象とする。

- (1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

#### ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。この場合において、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京特別区内の大学等へ通学し、東京特別区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(ア) 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京特別区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 移住する直前に、連続して1年以上、東京特別区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区内への通勤をしていたこと（東京特別区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

(ウ) (ア) 及び (イ) の規定にかかわらず、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京特別区内の大学等へ通学し、東京特別区内の企業等へ就職した者については、通学期間を修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

#### イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に移住したこと。

(イ) 支援金の申請時において移住後1年以内であること。

(ウ) 藤枝市に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

#### ウ その他の要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律319号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」又は、「特別永住者」のいずれかの在

留資格を有すること。

(ウ) 申請者は（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも）、過去１０年以内に申請者を含む世帯員として、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金（移住・企業・就業型））又はその前歴事業を活用した移住支援金（以下「移住支援金」という。）を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合又は過去の申請時に１８歳未満の世帯員だった者が、５年以上経過し、１８歳以上となり、市長が認める場合を除く。

(エ) 移住する直前に在住していた市区町村において、最近１か年市区町村税を滞納していないこと。

(オ) その他市長が不適当と認めた者でないこと。

## (2) 就業に関する要件

### ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、都道府県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている中小企業等への就業でないこと。

(エ) 週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業し、かつ、申請時において当該中小企業等に就業していること。

(オ) 上記（イ）の求人への応募日が、マッチングサイトに同求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該中小企業等に、支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

### イ 専門人材の場合

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、かつ、支援金の申請時において当該法人に就業していること。

(ウ) 当該就業先において、支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でのテレワーク勤務により原則、通勤しないこととし、かつ週 20 時間以上テレワークを実施すること。

ウ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又は内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

転入時に 40 歳未満の者又は転入時に中学生以下の子どもがいる者で、転入後も市内又は近隣市町（静岡市、島田市、焼津市、牧之原市、吉田町、川根本町）に就業する者のうち、移住前に商店街活性化などの地域経済活性化に資する活動や、地域の課題解決プロジェクトなどの地域づくり等に継続的に参加したことがある者又は、移住前の 5 年間のうち、3 回以上本市へふるさと納税を実施した者（ただし、1 年間で複数回寄附した場合については 1 回とみなすものとする。）が次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 農林水産業に就業する者

イ 家業等へ就業する者

ウ 移住前に商店街活性化などの地域経済活性化に資する活動や、地域の課題解決プロジェクトなどの地域づくり等に継続的に参加しており、移住後

も継続する意向がある者

(5) 起業に関する要件

起業支援金の交付決定を受けており、かつ、支援金の申請時において当該交付決定日から1年以内であること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合に限る。）

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に移住したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において移住後1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、別表第1のとおりとする。

（交付の申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、次項に定める日までに、交付申請書（第1号様式）及び誓約書兼同意書（第1号様式の2）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、支援金の申請は、同一世帯で1回限りとする。（ただし、第3条第1号ウ（ウ）のただし書に該当する場合は除く。）

(1) 写真付き身分証明書の写しその他の提示により本人確認できる書類の写し

(2) 移住先（藤枝市）の住民票（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員全員分）

(3) 移住元の住民票の除票その他の移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類（世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分）

(4) 移住元の市区町村における最近1か年の滞納のないことを証する市区町村税の完納証明書

- (5) 別表第 2 に掲げる証明書類等
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による交付申請は、4 月 1 日から翌年 1 月 31 日までに行わなければならない。

(交付の条件)

第 6 条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 支援金の申請日から 5 年以内に藤枝市での居住が困難となった場合又は支援金の申請日から 1 年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び藤枝市から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

(交付の決定等)

第 7 条 市長は、支援金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、支援金を交付することが適当であると認めるときは、交付決定通知書（第 4 号様式）により申請者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第 8 条 申請者は、前条に規定する交付決定通知書を受け取った場合は、速やかに請求書（第 5 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があった場合は、確定払いにより支援金を交付するものとする。

(実績報告)

第 9 条 実績報告書の提出は、藤枝市補助金等交付規則第 12 条ただし書の規定により省略する。

(交付決定通知書の再交付)

第 10 条 申請者が支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、交付決定通知書再交付願（第 6 号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知書再交付の決定)

第 11 条 市長は、前条の再交付を認めたときは、交付決定通知書（再交付）（第 7 号様式）により交付するものとする。

(支援金の返還)

第 12 条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかの要件に該当すると認めたときは、交付決定の全額又は一部を取消し、交付した支援金の全部又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 支援金の申請日から 3 年未満に藤枝市から転出した場合

ウ 支援金の申請日から 1 年以内に第 3 条第 2 号を満たす職を辞した場合

エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に藤枝市から転出した場合

2 前項の規定による交付決定の取り消しにあつては、交付決定取消通知書（第 8 号様式）、支援金の返還にあつては返還請求書（第 9 号様式）によるものとする。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の藤枝市移住・就業支援金交付要綱第 3 条(1)アの規定は、令和 2 年 1 月 1 日以降に移住した者について適用し、令和元年 12 月 31 日以前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の藤枝市移住・就業支援金交付要綱第 3 条第 1 号ア（ウ）、第 2 号イ、第 3 号及び第 4 号の規定は、令和 3 年 3 月 1 日以降に移住した者（第 2 号イの場合にあつては、令和 3 年 3 月 1 日以降に移住し、かつ、就業した者）について適用し、令和 3 年 2 月 28 日以前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の藤枝市移住・就業支援金交付要綱第３条第４号の関係人口に関する規定は、令和４年１月１１日以降に移住した者について適用し、令和４年１月１０日以前に移住した者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の藤枝市移住・就業支援金交付要綱別表第１の１８歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の項の規定は、令和４年４月１日以降に移住した者について適用し、令和４年３月３１日以前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の藤枝市移住・就業支援金交付要綱別表第１の１８歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の項の規定は、令和５年４月１日以降に移住した者について適用し、令和５年３月３１日以前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和５年８月８日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の藤枝市移住・就業支援金交付要綱の第３条(1)のイの（イ）、(2)のアの（エ）イの（イ）及び(6)のエの規定は、新要綱施行後の転入者について令和５年１１月９日から適用し、新要綱施行前の転入者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の藤枝市移住・就業支援金交付要綱の第2条第3号、第3条第1号のアの（ウ）及びウの（ウ）、同条第3号イ並びに第4号の規定は、施行後の転入者について令和7年4月1日から適用し、施行前の転入者については、なお従前の例による。

別表第 1（第 4 条関係）

| 区分                   | 支援金の額                |
|----------------------|----------------------|
| 単身での移住の場合            | 60万円                 |
| 2人以上の世帯での移住の場合       | 100万円                |
| 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合 | 18歳未満の者一人につき100万円を加算 |

（注） 18歳未満の世帯員とは、申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満である者をいう。

別表第 2（第 5 条関係）

| 区分                                    | 証明書类等                                                                                           |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 移住・就業支援金（就業の場合）の交付を受けようとする者           | 就業証明書（移住・就業支援金の申請用）（第2号様式）                                                                      |
| 移住・就業支援金（テレワークの場合）の交付を受けようとする者        | 就業証明書（移住・就業支援金（テレワーク）の申請用）（第2号様式の2、又は、様式2号の3）                                                   |
| 移住・就業支援金（関係人口の場合）の交付を受けようとする者         | 第3条第4号に該当することを確認できる書類                                                                           |
| 移住・就業支援金（関係人口の場合）の交付を受けようとする者         | 移住前に商店街活性化などの地域経済活性化に資する活動や、地域の課題解決プロジェクトなどの地域づくり等に継続的に参加したことを確認できる書類又はふるさと納税に関する確認書兼同意書（第3号様式） |
| 東京特別区以外の東京圏から東京特別区の法人等へ通勤していた者        | 東京特別区で通勤していた法人等の就業証明書その他の移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類                                |
| 東京特別区以外の東京圏から東京特別区に通勤していた法人経営者又は個人事業主 | 開業届出済証明書その他の移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類                                                               |
| 移住・就業支援金（起業の場合）の交付を受けようとする者           | 起業支援金の交付決定通知書の写し                                                                                |

|                                                                                       |                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京特別区内の大学等へ通学し、東京特別区内の企業等へ就職した者（通学期間を本事業の移住元としての対象期間とする場合のみ） | 在学期間や卒業校を確認できる書類及び移住元での在勤地、在勤期間、雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類 |
|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|